

# 第3次

## 泉南市子ども読書活動推進計画

REVISION 3

SENNAN CITY CHILDREN'S READING ACTIVITY PROMOTION PLAN

～育もう豊かな心を読書とともに～

令和5（2023）年3月

泉南市教育委員会

## はじめに

---

子どもにとって読書とは、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

泉南市では、「子ども読書活動の推進に関する法律」に基づき、すべての子どもがあらゆる機会、あらゆる場所において、自主的な読書活動の環境が整備されなければならないという基本理念のもと、市立図書館をはじめ家庭、地域、学校・園関係機関が連携して子ども読書活動を推進するべく、平成 25 年に「泉南市子ども読書活動推進計画」、平成 30 年には、「第 2 次泉南市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に向けた、さまざまな施策に取り組んでまいりました。

この度、策定いたしました「第 3 次泉南市子ども読書活動推進計画」は、これまでの取組の実施状況や社会情勢、子どもを取り巻く環境の変化等を踏まえ、これらを継承した上で、さらに発展させ、より一層、子どもの自主的な読書活動を推進する内容となっております。

本計画策定により、子どもにとって、さらにより良い読書環境が整備されることが期待されます。

最後になりましたが、本計画を策定するにあたり、公務御多用の中、格別の御指導、御協力をいただきました、泉南市子ども読書活動推進計画検討委員の皆さま方をはじめとする関係機関の皆さま方には、深く感謝申し上げますとともに、今後ともより一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和 5（2023）年 3 月

泉南市教育委員会 教育長 富森 ゆみ子

# 目 次

---

## 第1章 「第3次泉南市子ども読書活動推進計画」の概要

---

1. 子どもの読書活動の意義	1
2. 計画の目的と位置付け	2
3. 基本方針	4
4. 対象	4
5. 計画実施期間	4
6. 第3次泉南市子ども読書活動推進計画の体系図	5

## 第2章 子どもの読書活動の成果と課題、今後の取組

---

1. 第2次計画における指標の検証	6
2. 各施設等における読書活動の推進	7
(1) 乳幼児期	7
① 保健センター	7
② 地域子育て支援センター	8
③ 保育所(園)、認定こども園、幼稚園、子ども総合支援センター	9
④ 社会教育施設	10
⑤ 地域	11
(2) 学齢期	12
① 小学校・中学校	12
② 高等学校等	14
③ 社会教育施設	15

④ 地域	16
(3) 市立図書館	16
3. 子ども読書活動推進計画の実現をめざして	23
(1) 普及・啓発活動	23
(2) 推進体制の整備と本計画の進捗管理	23
(3) 財政上の措置	24
第3次泉南市子ども読書活動推進計画（イメージ図）	25

## ○用語の解説

---

用語の解説（50音順）	26
-------------	----

## ○資料編

---

第2次泉南市子ども読書活動推進計画における活動指標の推移	30
国の関連計画：「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」 （第四次基本計画）の概要①	32
国の関連計画：「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」 （第四次基本計画）の概要②	33
大阪府の関連計画：第4次大阪府子ども読書活動推進計画の概要①	34
大阪府の関連計画：第4次大阪府子ども読書活動推進計画の概要②	35
子どもの読書活動の推進に関する法律	36
泉南市子ども読書活動推進計画検討委員会規則	38
泉南市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱	39
泉南市子ども読書活動推進計画検討委員会名簿	41

## 第1章 「第3次泉南市子ども読書活動推進計画」の概要

---

### 1. 子どもの読書活動の意義

読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

子どもは、読書活動により、読解力や想像力、思考力、理解力、表現力等を養い、多くの知識を得て、多様な文化を理解することができるようになります。また、さまざまな本等の資料を読み深めることで、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体験し、さらなる知的探究心や真理を求める態度が培われます。それは、「知りたい」、「学びたい」、「理解したい」という生涯にわたる学習活動の基盤となるもので、社会のさまざまな変化や課題と向き合い、より良い社会に変えていくという、未来を切り拓く力につながります。

そのため、子どもが本と出会い、より良い読書習慣を形成するには、子どもの身近に本がある環境を整えることが必要であると同時に、子どもの読書の意義を理解した大人が、子どもの発達段階や生活の場に応じて、読書の楽しさを地道に伝えることが重要です。

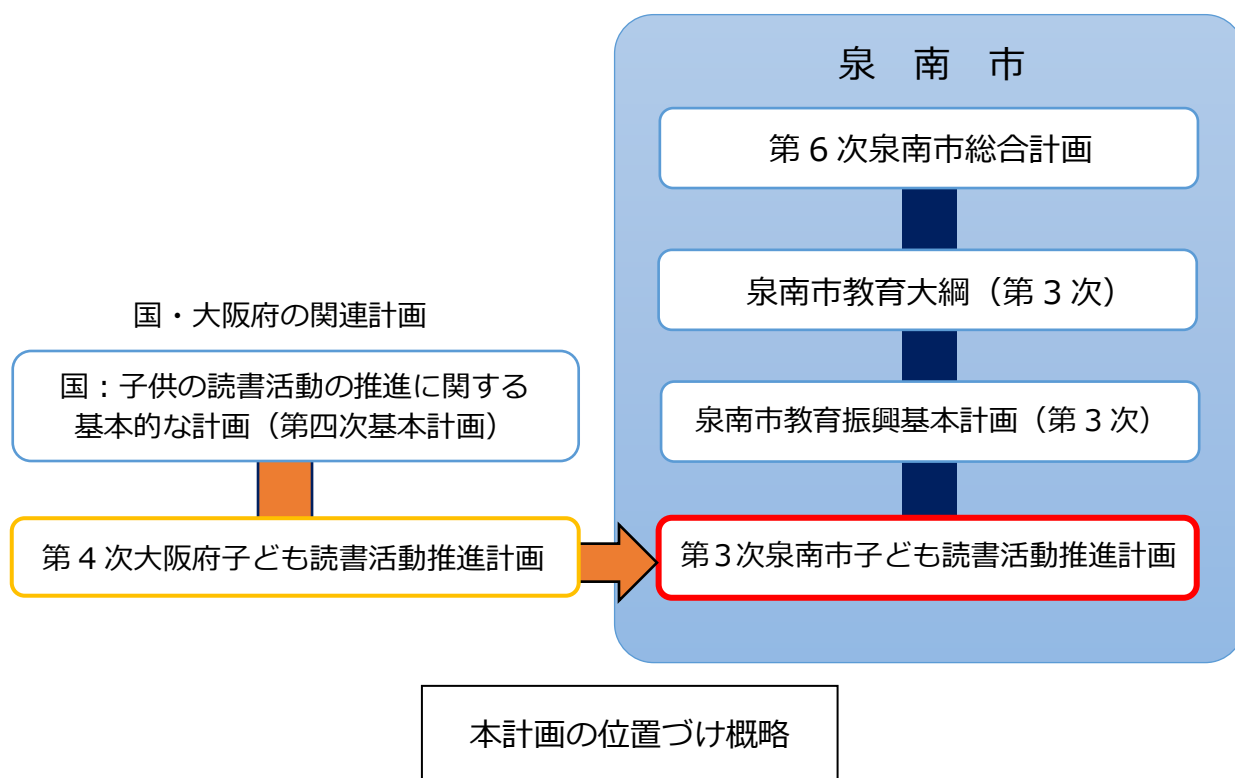
一方、GIGA スクール構想やクラウドを基盤とした新しい学びづくりの推進、ソーシャルメディアにおける新たなコミュニケーションツールの浸透等、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化してきています。そのため、子どもの読書への興味、関心が、さらに高まるように電子媒体等を使用した、新たな読書活動の推進を検討する必要もあると考えられます。

子どもが読書の楽しみを知り、主体的に読書をする習慣を身に付け、健やかに成長することは、社会全体の願いであり、責務でもあります。そのために、泉南市（以下「本市」という。）では、家庭、地域、学校・園、関係機関等が連携して、社会全体で子どもの読書活動の推進に積極的に取り組みます。

## 2. 計画の目的と位置付け

本市では、平成 25 年 3 月に「泉南市子ども読書活動推進計画」を、平成 30 年 3 月に「第 2 次泉南市子ども読書活動推進計画」(以下「第 2 次計画」という。)を策定し、市立図書館をはじめ、家庭、地域、学校・園、関係機関等が連携し、子どもの読書活動の推進に向けた施策に取り組んできました。「第 3 次泉南市子ども読書活動推進計画」(以下「本計画」という。)は、第 2 次計画の取組成果と課題、諸情勢の変化を検証し、より一層、子どもの自主的な読書活動を推進することを目的として、策定されたものです。

また、本計画は、平成 13 年に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく、国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(第四次基本計画)及び「第 4 次大阪府子ども読書活動推進計画」を基本とし、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下「読書バリアフリー法」という。))等の読書に関わる法律や施策、動向を踏まえ策定されました。なお、策定にあたって、「第 6 次泉南市総合計画」、「泉南市教育大綱(第 3 次)」、「泉南市教育振興基本計画(第 3 次)」等との整合を図っています。



国や大阪府、泉南市における、子どもの読書活動の推進に関する動き

	国	大阪府	泉南市
平成 12 年 2000 年	子ども読書年		
平成 13 年 2001 年	「子どもの読書活動の推進に関する法律」公布・施行		
平成 14 年 2002 年	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定		
平成 15 年 2003 年		「大阪府子ども読書活動推進計画」策定	
平成 17 年 2005 年	「文字・活字文化振興法」公布・施行		
平成 20 年 2008 年	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第二次基本計画)」策定		
平成 22 年 2010 年	国民読書年		
平成 23 年 2011 年		「第 2 次大阪府子ども読書活動推進計画」策定	
平成 25 年 2013 年	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第三次基本計画) 策定		「第 5 次泉南市総合計画」 「泉南市子ども読書活動推進計画」策定
平成 26 年 2014 年			泉南市子ども読書活動推進連絡会設置
平成 27 年 2015 年			学校司書配置
平成 28 年 2016 年		「第 3 次大阪府子ども読書活動推進計画」策定	
平成 30 年 2018 年	「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(第四次基本計画) 策定		「第 2 次泉南市子ども読書活動推進計画」策定
令和元年 2019 年	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法) 公布・施行		
令和 3 年 2021 年		「第 4 次大阪府子ども読書活動推進計画」策定	
令和 5 年 2023 年			「第 6 次泉南市総合計画」 「第 3 次泉南市子ども読書活動推進計画」策定

### 3. 基本方針

本計画における基本方針は、第2次計画で定めたものを継承しつつ、本市のすべての子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）が、発達段階や生活の場に応じて、読書に親しみ、読書の楽しさと大切さを知り、自主的に読書活動を行うことができるよう、読書活動の推進に向けた取組を行います。

#### 1 子どもが読書に親しむ機会の充実

乳幼児期から、子どもの発達段階や生活の場に応じて、継続的に読書に親しむ機会の充実に努めます。

#### 2 図書資料の充実等、読書環境の整備

家庭、地域、学校・園、関係機関等、子どもの身近に、いつでも魅力のある本に出会えるよう環境整備を進めます。

#### 3 子どもの読書に関わる人材育成

子どもが本と出会い、豊かな読書活動を行うには、子どもと本との橋渡し役の大人が大きな役割を担います。その人材の育成と、資質向上をめざします。

#### 4 普及・啓発活動

市民一人ひとりが、子どもの読書活動の意義や重要性について、理解と関心を深めるため、あらゆる媒体や機会を通して、普及・啓発活動を行います。

#### 5 関係機関の連携、及び推進体制の構築

あらゆる場で、それぞれが読書活動の推進に向けた役割を果たすことはもとより、相互に連携、協力し、より一層の成果があげられるよう推進体制を構築します。

### 4. 対象

本計画の対象は、子どもと、子どもを取り巻く大人や関係機関とします。

### 5. 計画実施期間

令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までのおおむね5年間の取組とします。



## 6. 第3次泉南市子ども読書活動推進計画の体系図

基本方針	1	子どもが読書に親しむ機会の充実
	2	図書資料の充実等、読書環境の整備
	3	子どもの読書に関わる人材の育成
	4	普及・啓発活動
	5	関係機関の連携、及び推進体制の構築

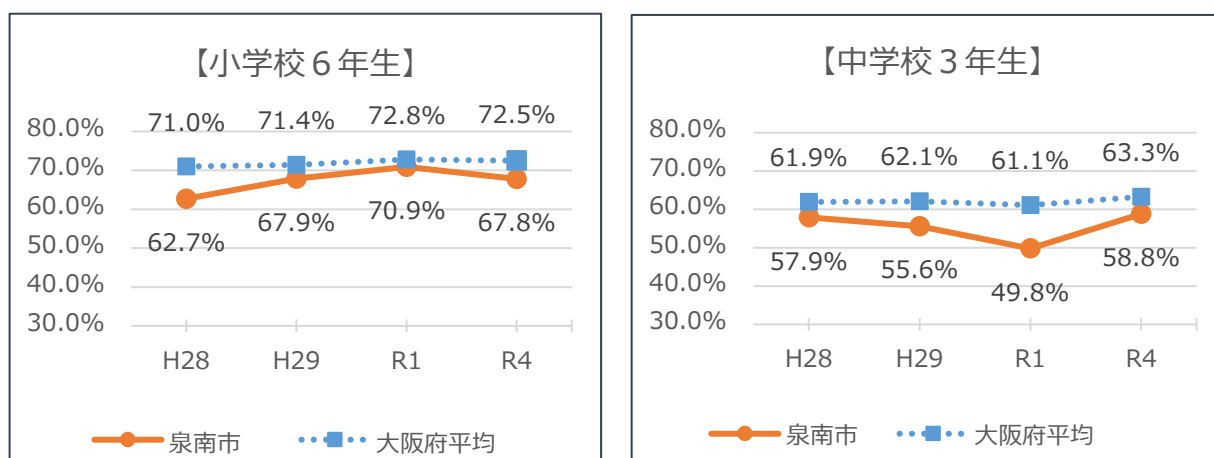
各施設等		具体的な取組
(1) 乳幼児期	①保健センター	1 絵本コーナーの充実 2 読み聞かせの充実、普及・啓発
	②地域子育て支援センター	3 絵本コーナーの充実 4 読み聞かせの充実、普及・啓発 5 共催事業の継続
	③保育所(園)、認定こども園、幼稚園、子ども総合支援センター	6 絵本等の充実 7 読み聞かせの充実、普及・啓発 8 家庭での習慣づくり
	④社会教育施設	9 読書を取り入れた事業の充実 10 図書コーナーの充実
	⑤地域	11 ボランティア活動の推進
(2) 学齢期	①小学校・中学校	12 学校図書館の資料や環境等の整備 13 読書習慣の確立、読書指導の充実 14 支援が必要な子どもの読書活動の推進 15 家庭や地域との連携、普及・啓発 16 学校司書の適正な配置 17 学校図書館担当者の専門性の向上と読書活動推進体制の構築
	②高等学校等	
	③社会教育施設	18 読書を取り入れた事業の充実 19 図書コーナーの充実
	④地域	20 ボランティア活動の推進
(3) 市立図書館		21 図書館資料の充実、展示の工夫 22 読書活動に障害のある子どもへの支援 23 外国にルーツのある子どもへの支援 24 子育て支援事業の実施 25 発達段階等に応じた切れ目のない読書活動の推進、行事等の充実 26 居場所機能の充実 27 自動車図書館の効果的な運営 28 大人対象の講座開催、資料の充実 29 学校等の関係機関との連携、団体サービスの拡充 30 ウェブサイトでの積極的な情報発信 31 地域のボランティア団体等の支援 32 司書の専門性の向上

## 第2章 子どもの読書活動の成果と課題、今後の取組

### 1. 第2次計画における指標の検証

コロナ禍により、学校の休業や市立図書館の休館やサービスの縮小等、子どもの読書活動のみならず、子どもの生活全体に多大な影響が生じました。市立図書館のサービス再開後も、感染拡大防止のためのさまざまな制約が伴い、令和2年度以降は、第2次計画で定めていた取組を縮小せざるを得ない状況となりました。

第2次計画の成果指標である全国学力・学習状況調査の「読書が好き」な子どもの割合（肯定的意見を含む）の推移は、下記グラフのとおりです。大阪府平均以上となることを目標値とし、さまざまな取組を実施してきました。その結果、小学校6年生では、平成28年度からの大阪府平均との差を縮めることができ、一方、中学校3年生では、令和元年には一旦開いた差を縮めることができました。しかし、いずれも目標値には至っておりません。また、小学校6年生に比べ、中学校3年生では、「読書が好き」な子どもの割合が低いことも課題となります。なお、活動指標の推移は、「第2次計画における活動指標の推移」（資料編 P30）のとおりです。



#### 「読書が好き」な子どもの割合の推移

（「読書が好き」な子どもの割合には、「どちらかといえば、当てはまる」の肯定的意見を含みます。）

本計画では、こうした継続的な課題の解消に取り組むとともに、子どもを取り巻く新たな環境の変化に伴い、新規及び拡充の取組を実施する必要があります。

また、小学校・中学校においては、GIGA スクール構想による1人1台端末等 ICT を活用した教育が推進されており、インターネット情報に触れる機会が増え、「読書」そのものの捉え方も多様化しています。本計画においての「読書」とは、以下のとおり、第4次大阪府子ども読書活動推進計画における「計画における読書の位置づけ」に基づくものとします。

## 計画における読書の位置づけ

「読書」とは、多くの辞書によると、本や書籍、図書、典籍など一冊に綴られた「書物を読むこと」と定義されていますが、目的や状況、自らのスタイルに応じて、ふさわしい「読書」の手法があり、「物語などの紙の本を一冊読むこと」のみが「読書」ということではありません。

小説などの物語だけでなく、新聞などを読んだり、絵本などを人に読んでもらったり、本を見て触って感じたり、写真集や絵画集を見て感じたり、図表や地図などの必要な内容を読み取り活用することも「読書」であり、紙媒体だけでなく、電子媒体で本を読むことも「読書」です。

また、本を一冊全て読むことだけでなく、自分の興味・関心がある箇所を読んだり、見たりすることにより、知識を得ることや、心に留めることも「読書」です。

第4次（大阪府子ども読書活動推進）計画では、読書の概念を広く捉え、子どもが、発達段階や生活の場の状況に応じて、自分自身に合った読書活動ができるよう「読書」を位置づけます。

「第4次大阪府子ども読書活動推進計画」から抜粋

## 2. 各施設等における読書活動の推進

### （1）乳幼児期

#### ①保健センター

##### 〈取組と成果〉

保健センターでは、ロビーに絵本コーナーを設置し、4か月児健康診査の際にブックスタート事業を組み込み、子どもと保護者が絵本に親しむ機会を提供しました。また、その他の健康診査や保護者対象の事業を実施する際には、関係機関と連携し、絵本の読み聞かせや絵本講座の実施、市立図書館発行のブックリストの配布等を行い、保護者へ普及・啓発を行うことで、保護者が絵本の大切さを理解し、関心を深めることができました。

##### 〈現状と課題〉

絵本コーナーは、健康診査等の待ち時間に自由に絵本を楽しめる子どもと保護者の居場所となっていますが、修理が必要な絵本もあり、維持管理を継続して行える体制づくりが課題となります。

4か月児健康診査や保護者対象の教室等、さまざまな機会を利用して、関係機関と連携し、絵本の読み聞かせが子どもの成長にとって、いかに大切であるかを保護者に普及・啓発を行うことが課題となります。

## 〈今後の取組〉

基本方針 No.	取組 No.	具体的な取組	内 容	所管課・施設等
2	1	絵本コーナーの充実 〈継続〉	絵本コーナーの充実に努めます。	保健センター
1 4	2	読み聞かせの充実、 普及・啓発 〈継続〉	関係機関と連携し、4か月児健康診査や保護者対象の教室で絵本の読み聞かせを行い、保護者に絵本の楽しさや家庭での読書の大切さを伝えるよう、普及・啓発を行います。	保健センター

## ②地域子育て支援センター

### 〈取組と成果〉

地域子育て支援センターは、「ひだまり」を中心として、「ぽかぽか」、「アンジュミニヨン」、「プチひまわり3rd」が4中学校区に1か所ずつ設置され、地域子育て支援拠点として事業を展開しています。各センターでは、絵本コーナーの設置や読み聞かせ等、絵本に親しむための取組を行いました。また、コロナ禍で来館できない保護者向けに、手遊びや昔話を題材にした動画配信や、市立図書館の出張おはなし会を継続して利用することで、子どもや保護者が絵本に親しむ機会を増やすことができ、家庭での読書活動の推進につながりました。

### 〈現状と課題〉

子どもと保護者が絵本に親しむ機会が増えるよう、絵本コーナーの充実が課題となります。

未就園児の保護者は、就園児の保護者に比べると、読書の大切さを伝える機会が少なくなりがちです。さまざまな機会を利用した積極的な普及・啓発をすることが課題となります。

ソーシャルメディア等から簡単に情報を得ることができ、人との関係が希薄になっていますが、実際に絵本を介して子どもと保護者がふれあう楽しさや、人との暖かい関わりの中で子育ての大切さを伝えることも課題となります。

家庭での読書や市立図書館の利用につながるよう、市立図書館の出張おはなし会の開催や、保護者への絵本の貸出等の共催事業を継続して実施することが課題となります。

### 〈今後の取組〉

基本方針 No.	取組 No.	具体的な取組	内 容	所管課・施設等
2	3	絵本コーナーの充実 〈継続〉	絵本コーナーの充実に努めます。	地域子育て支援センター
1 4	4	読み聞かせの充実、普及・啓発 〈継続〉	職員は、絵本の読み聞かせや読書指導等の向上に努め、保護者に読書の大切さを伝えるために、各事業の中で絵本の読み聞かせ等の活動の充実を図ります。	地域子育て支援センター
1 5	5	共催事業の継続 〈継続〉	市立図書館との共催事業の継続に努めます。	地域子育て支援センター

### ③保育所（園）、認定こども園、幼稚園、子ども総合支援センター

#### 〈取組と成果〉

絵本の読み聞かせ、地域のボランティア団体や保護者によるおはなし会、絵本講座の開催、家庭への絵本の貸出等、さまざまな機会を利用し、子どもと保護者が絵本に興味を持つことができるような取組を行うことで、家庭での読書活動の推進につながりました。

#### 〈現状と課題〉

絵本コーナーにおける、本の整理や修理等、維持管理が難しいことが課題となります。

集団生活の場で、友だちと一緒に経験する絵本の読み聞かせは、家庭とは異なる喜びや楽しさの感情が生まれます。職員は、地域のボランティア団体等の協力も得て、さまざまな機会を通して、子どもの発達段階や一人ひとりの興味、関心に応じた絵本や物語を親しむ活動の充実を図ることが課題となります。

家庭で読書を楽しむ習慣づくりのため、絵本の貸出を行っていますが、保護者に絵本の楽しさや家庭における読み聞かせの大切さ等を普及・啓発していくことが課題となります。

## 〈今後の取組〉

基本方針 No.	取組 No.	具体的な取組	内 容	所管課・施設等
2	6	絵本コーナーの充実 〈継続〉	新刊の購入や傷んだ本の修理、買い替えを行うとともに、市立図書館の団体貸出を利用するなど、絵本等の充実を図ります。	保育所（園） 認定こども園 幼稚園 子ども総合支援センター
1 4	7	読み聞かせの充実、普及・啓発 〈継続〉	職員は、絵本の読み聞かせや読書指導の向上に努め、地域のボランティア団体や保護者の協力を得て、子どもが絵本や物語に親しむ活動の充実を図ります。  絵本講座の開催や絵本だよりの発行等、保護者に絵本の楽しさや家庭での読み聞かせの大切さを伝えるよう、普及・啓発を行います。	保育所（園） 認定こども園 幼稚園 子ども総合支援センター
1	8	家庭での習慣づくり 〈継続〉	定期的な絵本の貸出等を通じて、家庭での絵本の読み聞かせの習慣づくりを進めます。	保育所（園） 認定こども園 幼稚園 子ども総合支援センター

## ④社会教育施設

### 〈取組と成果〉

青少年センター、埋蔵文化財センター、樽井公民館では、地域の子どもの居場所づくりや子育て支援等の事業のなかで、絵本の読み聞かせ等を行いました。関係機関や地域のボランティア団体等と連携し、さまざまな場所、事業において、子どもが本と親しむ機会の充実を図ることができました。

### 〈現状と課題〉

社会教育施設は、地域の子どもの居場所となっており、さまざまな機会を通じて、子どもと本をつなぐ活動を行い、読書活動の推進を図ることが課題となります。

社会教育施設どうして連携事業を実施することにより、それぞれの特徴を活かした魅力あるさまざまな事業の実施や各施設の利用促進を行うことが課題となります。

社会教育施設は、子どもが気軽に本に触れられるよう、市立図書館の団体貸出を利用するなど、図書コーナーの充実を図ることが課題となります。

### 〈今後の取組〉

基本方針 No.	取組 No.	具体的な取組	内容	所管課・施設等
1 5	9	読書を取り入れた事業の充実 〈継続〉	社会教育施設は、子どもと本をつなぐ活動を取り入れるとともに、市立図書館や他の施設や地域のボランティア団体等との連携事業を行います。	青少年センター 埋蔵文化財センター 公民館
2	10	図書コーナーの充実 〈継続〉	社会教育施設は、市立図書館の団体貸出やリサイクル資料等を活用し、図書コーナーの充実を図ります。	青少年センター 埋蔵文化財センター 公民館

## ⑤地域

### 〈取組と成果〉

地域のボランティア団体等が、本のある遊び場として、紙芝居や絵本の読み聞かせ、わらべうた、交流等を行い、また、幼稚園等と連携したおはなし会を開催することで、子どもと保護者が絵本に親しむ機会の充実を図ることができました。

### 〈現状と課題〉

ボランティア団体等が、さまざまな場所や機会を通じて、継続した活動ができるよう、市立図書館等と連携して、絵本の読み聞かせをはじめとした、子どもと本をつなぐ活動の充実が課題となります。

人材が高齢化しているボランティア団体等も多く、市立図書館等と連携して、いかに活動を継続していくかが課題となります。

### 〈今後の取組〉

基本方針 No.	取組 No.	具体的な取組	内 容	所管課・施設等
1 5	11	ボランティア活動の推進 〈継続〉	市立図書館等と連携して、人材の育成を行うとともに、さまざまな場所や機会において、子どもが読書に親しむ機会の充実を図ります。	地域のボランティア団体等

## (2) 学齢期

### ①小学校・中学校

#### 〈取組と成果〉

絵本の読み聞かせや本の紹介、図書委員会の活動、イベントの企画運営、図書館だよりの作成等、多岐にわたる業務が実施され、読書環境の整備が進んだことにより、子どもが読書に親しむ機会が増えました。

#### 〈現状と課題〉

学校図書館では、計画的な蔵書購入に努めていますが、各教科の授業や調べ学習に対応できる資料の充実が課題となります。と同時に、「読書センター」、「学習センター」及び「情報センター」としての役割に加えて、小学生・中学生の居場所や交流の場所としての役割を担うことが課題となります。

発達段階に応じた切れ目のない取組による読書習慣の確立や、読書の幅が広がる読書指導の充実等、あらゆる場所や機会において、子どもが本や読書に興味を持つ取組を実施することが課題となります。また、各教科等での学習活動と関連付けた学校図書館の活用を指導計画に盛り込むなど、学校全体で子どもの読書活動を推進することが課題となります。

読書活動を行う上で障害のある子どもや外国にルーツのある子どもは、読書に親しむ機会が少なくなりがちであるために、一人ひとりの子どもの興味、関心に応じて本との出会いの機会を確保することが課題となります。

学校内の教職員等の担当者だけでなく、地域の人材を活用した、新たな読書との出会いの創出や学校図書館だより等の配布による保護者への普及・啓発等、家庭や地域と連携した効果的な取組が課題となります。

学校司書は、複数校兼務の職員が多く、各校の実情に沿った取組を継続的に行うためには、学校司書の適正な配置が課題となります。



司書教諭や学校司書等の学校図書館担当者、その他の教職員がそれぞれの立場から、読書活動の推進に取り組めるよう、校長の指揮のもと、組織マネジメントを行うことが課題となります。また、さまざまな取組が他校と共有できるように、学校を越えた横のつながりをつくることも課題となります。

### 〈今後の取組〉

基本方針 No.	取組 No.	具体的な取組	内 容	所管課・施設等
2	12	学校図書館の資料や環境等の整備 〈継続〉	資料の購入や除籍を計画的に行い、学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、質・量の確保を目指し、資料の充実を図ります。  また、居場所や交流の場所としての役割を担います。	小学校 中学校 指導課
1	13	読書習慣の確立、読書指導の充実 〈継続〉	学校図書館の計画的な利用や一斉読書、図書委員会活動等、本に親しむ機会を増やし、読書習慣の確立を目指します。  総合的な学習や調べ学習、絵本の読み聞かせ、本の紹介、テーマ展示、読書指導等、子どもの自発的な学習活動を支援します。	小学校 中学校
1 2	14	支援が必要な子どもの読書活動の推進 〈新規〉	多言語資料やバリアフリー資料、その他、子どもの多様な興味、関心に合った資料を、市立図書館の団体貸出等も活用して、提供できるよう努めます。	小学校 中学校

基本方針 No.	取組 No.	具体的な取組	内 容	所管課・施設等
1 2 4 5	15	家庭や地域との連携、普及・啓発 〈継続〉	ボランティア団体やPTA等の地域の人材を活用したおはなし会の開催等、読書に親しむ取組を行います。 保護者と接する機会や家庭への配布物等を通して、読書の魅力や学校図書館の取組を発信し、読書活動の推進に努めます。	小学校 中学校
3	16	学校司書の適正な配置 〈継続〉	各校の実情に応じた取組を継続的に行えるよう、学校司書の適正な配置に努めます。	指導課
3 5	17	学校図書館担当者の専門性の向上と読書活動推進体制の構築 〈拡充〉	学校司書の専門性の向上と司書教諭をはじめとする教職員の読書に関する指導力の向上に努めます。それぞれの立場から読書活動の推進に取り組めるよう、校長の指揮のもと、組織マネジメントを行い、読書活動推進体制を構築します。 また、司書教諭や学校司書等の学校図書館担当者が、学校を越えて交流できる場づくりに努めます。	指導課 小学校 中学校

## ②高等学校等

### 〈取組と成果、現状と課題〉

高校生の時期は、ゲームやインターネットを利用する時間が増え、読書への興味、関心が低くなりがちです。しかし、市内の高等学校の生徒が、市立図書館においてクラブ活動の一環で、本の紹介や展示等のコーナーづくりの仕事体験に取

り組むことで、読書への関心を高めることができました。

子どもが、主体的に参加できる行事やブックリストの発行等の魅力ある取組と積極的な普及・啓発を進めていくことが課題となります。

### ③社会教育施設

#### 〈取組と成果〉

青少年センター、埋蔵文化財センター、樽井公民館には、来館した子どもが自由に読書を楽しむことができる図書コーナーがあり、市立図書館からの団体貸出も利用し、図書コーナーの充実を行いました。また、関係機関や地域のボランティア団体等と連携し、さまざまな場所や事業において、子どもが本と親しむ機会の充実を図ることができました。

#### 〈現状と課題〉

社会教育施設は、地域の子どもの居場所となっており、さまざまな機会を通じて、子どもと本をつなぐ活動を行い、読書活動の推進を図ることが課題となります。

社会教育施設どうして連携事業を実施することにより、それぞれの特徴を活かした魅力あるさまざまな事業の実施や各施設の利用促進を行うことが課題となります。

社会教育施設は、地域の身近な拠点であり、子どもが気軽に本に触れられるよう、市立図書館の団体貸出を利用するなど、図書コーナーの充実を図ることが課題となります。

#### 〈今後の取組〉

基本方針 No.	取組 No.	具体的な取組	内容	所管課・施設等
1 5	18	読書を取り入れた事業の充実 〈継続〉	社会教育施設は、子どもと本をつなぐ活動を取り入れるとともに、市立図書館や他の施設や地域のボランティア団体等との連携事業を行います。	青少年センター 埋蔵文化財センター 公民館
2	19	図書コーナーの充実 〈継続〉	社会教育施設は、市立図書館の団体貸出やリサイクル資料等を活用し、図書コーナーの充実を図ります。	青少年センター 埋蔵文化財センター 公民館

#### ④地域

##### 〈取組と成果〉

地域では、子どもの読書に関わるボランティア団体等が、学校等でのおはなし会の開催や学校図書館の整備、家庭文庫の運営等を行うことにより、子どもの読書活動の推進に貢献しました。

##### 〈現状と課題〉

ボランティア団体等が、さまざまな場所や機会でも継続した活動ができるよう、市立図書館等と連携して、読み聞かせをはじめとした、子どもと本をつなぐ活動の充実が課題となります。

人材が高齢化しているボランティア団体等も多く、市立図書館等と連携して、いかに活動を継続していくかが課題となります。

##### 〈今後の取組〉

基本方針 No.	取組 No.	具体的な取組	内 容	所管課・施設等
1 5	20	ボランティア活動の推進 〈継続〉	市立図書館等と連携して、人材の育成を行うとともに、さまざまな場所や機会において、子どもが読書に親しむ機会の充実を図ります。	地域のボランティア団体等

#### (3) 市立図書館

##### 〈取組と成果〉

市立図書館では、子どもや保護者の多様なニーズに対応するため、多言語資料やバリアフリー資料を含めた児童書の収集、提供を進めました。

乳幼児期の子どもと保護者に対しては、保健センターで実施している4か月児健康診査時に、ブックスタート事業をはじめ、乳幼児おはなし会実施等の事業を行うことで、子どもの成長にとって絵本がいかに大切であるかを保護者に認識してもらうことができました。

学齢期の子どもに対しては、学校への団体貸出や自動車図書館の巡回、ボランティア団体等によるおはなし配達の支援等を行うことで、コロナ禍の中でも子どもの身近に本がある環境を維持することができました。一方、ジュニア司書クラブの実施や、「お悩み解決！<sup>ティーンズ</sup>Teen'sコーナー」の設置、「泉南市立図書館きらめき

サポーター」による相談業務の実施等の「図書館居場所相談コーナー整備事業」を通じて、居場所としての機能を高めることができました。

### 〈現状と課題〉

子どもの読書活動の推進に向けたさまざまな取組を行うには、図書館資料の充実が課題となります。また、学校のICT化や読書バリアフリー法の施行に対応するため、電子書籍の導入等、新たなニーズへの対応の検討も課題となります。

読書活動に障害のある子どもは、読書に親しむ機会が少なくなりがちであるため、支援学校、支援学級と連携して、幅広いバリアフリー資料を収集し、普及・啓発に努め、学校等の団体と連携して提供することが課題となります。

外国にルーツのある子どもも、読書に親しむ機会が少なくなり、子どもの発達段階等に沿った多言語資料を収集するとともに、本の並べ方や館内サイン、各言語から検索できるデータの整備等の利便性の向上も課題となります。

子育て支援事業では、子どもが初めて絵本と出会うブックスタート事業をはじめ、その後の家庭での読書活動が継続してできるよう、保護者と子どもと一緒に楽しめる事業の実施が課題となります。

子どもの読書習慣の形成には、乳幼児期から学齢期へ続く、各発達段階に応じた切れ目のない取組による読書習慣の確立が必要です。子どもの意見を取り入れながら、あらゆる場所や機会において、子どもが本や読書に興味を持つ取組を実施することが課題となります。

「お悩み解決！<sup>ティーンズ</sup>Teen'sコーナー」は、小学校高学年から高校生の子どもの興味を持ち、主体的に参加できる企画の実施、積極的な情報発信や泉南市立図書館きらめきサポーター等の意見を取り入れることで、より良いコーナーづくりを行い、利用につなげることが課題となります。

自動車図書館は、図書館から遠い地域の子どもや学校・園等に対し、等しく図書館サービスを提供するという重要な役割を担っていますが、現在の車両は老朽化しており、更新にあたって自動車図書館のサービスの在り方が課題となります。

子どもが本と出会い、豊かな読書活動を行うために、市立図書館は、子どもの身近にいる保護者や関係者、地域のボランティア団体等の大人対象の講座の開催等を行うことで、大人への理解と関心を深め、普及・啓発を行うことが課題となります。

子どもの身近な場でさまざまな取組ができるよう市立図書館から各施設等に団体貸出等のサービスを拡充するとともに、合わせて市立図書館への団体来館の機会の充実を図ることが課題となります。特に学齢期の子どもについては、学力の向上に向けて、学校と連携して読書への興味、関心を高め、必要な知識を得るとともに、自発的な読書活動が行える環境づくりをすることが課題となります。

子どもの発達段階や生活の場に応じ、必要な人に必要な情報が届くよう、ウェブサイト等で、市立図書館の事業をはじめとして、関係機関が実施するさまざまな事業の情報を積極的に発信する場を構築することが課題となります。

地域のボランティア団体等が各々の特性を活かした多様な活動ができるよう、市立図書館は、団体貸出や会議場所の提供、講師派遣等の支援や、交流や情報交換をすることが課題となります。

市域全体で読書活動を推進していくためには、市立図書館の司書の役割は大きく、専門性の向上と継承が課題となります。

#### 〈今後の取組〉

基本方針 No.	取組 No.	具体的な取組	内 容	所管課・施設等
1 2	21	図書館資料の充実、 展示の工夫 〈拡充〉	子どもの「知りたい」、「読みたい」という多様な興味、関心に応えるため、発達段階に応じた資料の充実を図るとともに、利用しやすい棚の配置や展示等の工夫を行います。  また、電子書籍の導入等、新たなニーズへの対応の検討を行います。	市立図書館

基本方針 No.	取組 No.	具体的な取組	内 容	所管課・施設等
1 2 5	22	読書活動に障害のある子どもへの支援 〈継続〉	<p>点字資料、<sup>エルエル</sup>LLブック（やさしく読める本）等の幅広いバリアフリー資料の収集、提供、及び普及に努めます。引き続き「さわる絵本」の製作に取り組みます。</p> <p>学校や関係機関等と連携して、必要な資料が子どもに届くよう努めます。</p>	市立図書館
1 2 5	23	外国にルーツのある子どもへの支援 〈拡充〉	<p>本市の実情に即した多言語資料の収集、提供、及び普及に努めます。また、学校や関係機関等と連携して、必要な資料が子どもに届くよう努めます。</p> <p>館内サインや配布物、図書データの整備等の見直しを行い、利便性の向上を図ります。</p>	市立図書館
1 5	24	子育て支援事業の実施 〈継続〉	<p>関係機関や地域のボランティア団体等と連携、協力して、ブックスタート事業をはじめ、おはなし会や紙芝居会等、子どもと保護者が一緒に楽しめる事業を実施します。</p>	市立図書館

基本方針 No.	取組 No.	具体的な取組	内 容	所管課・施設等
1 3	25	発達段階に応じた、切れ目のない読書活動の推進、行事等の充実 〈拡充〉	<p>読書に関心のない子どもや読書から離れがちな子どもにも、本の楽しさを伝え、興味を持ってもらえるよう、発達段階に応じた魅力的な行事等を行います。</p> <p>また、子どもの意見を取り入れ、各事業に活かします。</p>	市立図書館
1 2 3 5	26	居場所機能の充実 〈新規〉	<p>関係機関と連携した居場所づくり事業の実施や自習室の開放等に取り組みます。</p> <p>特に、図書館居場所相談コーナー整備事業の充実を図ります。読書離れが拡大する年代であるため、学校等の団体と連携して、魅力的な資料の充実や展示企画等に努めます。</p>	市立図書館
1 2	27	自動車図書館の効果的な運営 〈継続〉	<p>図書館から遠い地域の子どもにも、等しくサービスを提供できるよう自動車図書館の巡回を継続し、関係機関の協力を得て、より効果的な運営に努めます。</p> <p>車両の更新に伴い、サービスの在り方を検討します。</p>	市立図書館



基本方針 No.	取組 No.	具体的な取組	内 容	所管課・施設等
2 3	28	大人対象の講座開催、資料の充実 〈継続〉	子どもへのサービスだけでなく、保護者や関係者等の大人を対象とした講座の開催や資料の充実を図り、子どもの読書について理解と関心を深められるように努めます。	市立図書館
1 2 5	29	学校等の関係機関との連携、団体サービスの拡充 〈拡充〉	<p>保育所（園）、認定こども園、幼稚園、学校、関係機関等への団体貸出やレファレンスサービスの拡充に努め、利便性の向上を図ります。</p> <p>各団体と園外保育や社会見学等の団体来館の機会の充実を図ります。</p> <p>特に、学校においては、資料の支援だけでなく、学校司書等との連携を強化し、読書活動の推進を図ります。</p>	市立図書館
2 4 5	30	ウェブサイト等での積極的な情報発信 〈新規〉	市立図書館の事業だけでなく、関係機関が実施する子どもの読書活動推進事業の情報にもアクセスできるよう工夫を行い、積極的な情報発信を行います。	市立図書館
3 5	31	地域のボランティア団体等の支援 〈継続〉	さまざまな場所で、絵本の魅力やおはなしの楽しさを伝える活動をしている地域のボランティア団体等を支援し、交流や情報交換を行います。	市立図書館

基本方針 No.	取組 No.	具体的な取組	内 容	所管課・施設等
3	32	司書の専門性の向上 〈継続〉	<p>司書を対象とした専門研修に参加し、専門性の向上を図ります。</p> <p>市域全体の読書活動に目を向ける姿勢を持ちます。</p>	市立図書館

### 3. 子ども読書活動推進計画の実現をめざして

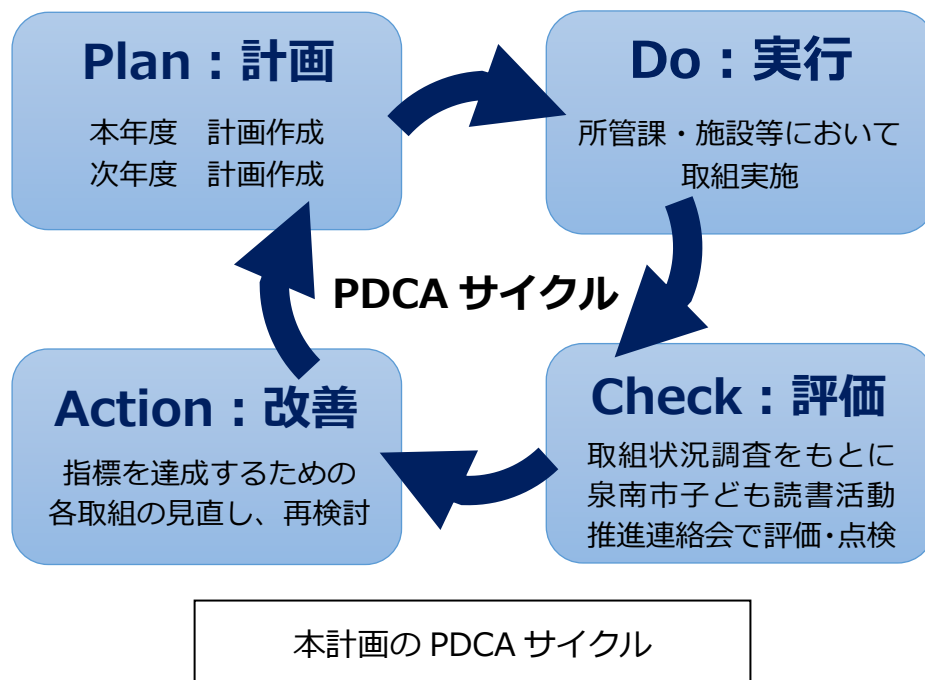
#### (1) 普及・啓発活動

子ども読書の日やこどもの読書週間、夏休み等の機会を活かし、さまざまな事業や取組の企画をするとともに、大人に対しても、読書の魅力や本計画の取組を広く知ってもらえるよう、広報紙、ウェブサイト、各関係機関発行のパンフレット等、あらゆる媒体を用いて普及・啓発を行い、さらなる活動の推進を図ります。

#### (2) 推進体制の整備と本計画の進捗管理

本計画を推進するにあたり、家庭、地域、学校・園、関係機関等で共通の理解、認識を持ち、その役割と責任を分かち合って、協働することが重要です。市立図書館が主体となり、関係機関相互の連絡調整、連携強化を図り、それぞれの取組を効果的に実施するための体制を整備します。

「泉南市子ども読書活動推進連絡会」では、本計画の進捗状況を評価・点検し、必要に応じて各取組の再検討や調整を行い、次年度の取組に活かせるよう PDCA サイクルを用いた読書環境の整備を行います。



なお、進捗状況の点検には、次のとおり各取組の成果が数値でわかるものとして指標を設定し、進捗状況を把握するための目標値を設定しています。また、必要に応じて、数値の見直しを行います。

## 【成果指標】

成果指標	現状 令和4年度 (2022年度)	目標値 令和9年度 (2027年度)
「読書が好き」な子どもの割合（小学校6年生）	67.8% 〔大阪府平均〕 72.5%〕	大阪府平均 以上となる
「読書が好き」な子どもの割合（中学校3年生）	58.8% 〔大阪府平均〕 63.3%〕	

- ・「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）による数値です。
- ・「読書が好き」な子どもの割合には、「どちらかといえば、当てはまる」の肯定的意見を含みます。
- ・令和3年度は質問項目がなかったため、令和4年度を現状の数値としています。

【活動指標】 5つの基本方針に合わせた指標を設定しています。

基本方針 No.	活動指標	現状 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和9年度 (2027年度)
1	ブックスタート事業実施率	100%	100%
	月に数回以上全校一斉の読書活動を実施している小学校・中学校の割合	小学校 60% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%
	市立図書館が開催した 子ども対象の事業数	13	20
2	学校図書館図書標準冊数達成校の割合	70%	86%
3	市立図書館が開催した 子どもの読書に関わる大人対象の講座数（講師依頼を含む）	8	10
4	保護者に対する普及・啓発活動を実施している教育・保育施設の割合（公立・私立） 例）絵本だより・学校図書館だより・おすすめ本紹介等の配布や配信、保護者向け子育て絵本講座・読み聞かせ等の講座開催等	42%	80%
5	社会見学で市立図書館に来館した小学校の割合	20%	80%

## （3）財政上の措置

本計画に掲げられた取組を実施するために、必要な財政措置を講じるよう努めます。



# 第3次泉南市子ども読書活動推進計画（イメージ図）

育もう豊かな心を  
読書とともに

## 地域

地域のボランティア

地域文庫、学校・園等での読み聞かせ、  
学校図書館の整備等

民生児童委員等

地域子育てサロン 等

## 保護者

## 子ども

## 家庭

連携・協力

連携・協力

連携・協力

教育委員会事務局

指導課

生涯学習課

・青少年センター  
・埋蔵文化財センター

文化振興課

・図書館  
・公民館

保健推進課

・保健センター

保育子ども課

家庭支援課

・地域子育て支援センター

高等学校

支援学校

中学校

小学校

幼稚園

認定こども園

保育所(園)

子ども総合支援センター

## 関係機関

## 学校・園等

図書館マスコット  
とこしよ

## ○用語の解説

### 用語の解説（50音順）

#### アイシーティー **ICT**

英語の Information and Communication Technology の略称で、情報処理に加えて情報通信を含めた技術の総称のこと。

#### エレエル **LLブック**

LLとは、スウェーデン語の LättLäst（やさしく読める）の略称で、読むことが困難な人をはじめ、誰もが理解しやすいように、やさしい文章やイラスト、写真で構成された本のこと。

#### ティーンズ **お悩み解決！Teen'sコーナー**

市立図書館のロビー部分に設置されている。ソファ等が備えられ、小学校高学年から高校生までの子どもの将来を考える上で、役立つ資料等が置かれて、安心してくつろぐことができる居場所で、泉南市立図書館きらめきサポーターに気軽に相談できるコーナーのこと。

#### **学校司書**

学校図書館法で規定され、学校図書館のより良い運営や利用を促進させるために、学校図書館の整備や利用指導、読書指導等の業務を行う職員のこと。

#### **学校図書館図書標準**

文部科学省が、平成5（1993）年に小学校・中学校等の学校図書館に所蔵しなければならない蔵書冊数を学級数の規模ごとに定めたもの。

#### ギガ **GIGAスクール構想**

小学生・中学生に、1人1台のタブレット端末を配布し、高速大容量の通信ネットワークを整備することで、多様な子どもを誰一人取り残すことのない教育環境を実現することをめざす文部科学省の取組のこと。本市では、令和3（2021）年度から開始された。

## **子ども読書の日**

子どもの読書活動の推進に関する法律に規定され、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられた日で、4月23日と定められている。

## **こどもの読書週間**

4月23日から5月12日に、全国の出版社、書店、図書館等の団体でつくられる（公財）読書推進運動協議会が、「子どもにもっと本を、子どもにもっと本を読む場所を」との願いのもとに運動を進める期間のこと。

## **さわる絵本**

視覚障害のある子どもやその保護者のために、絵の部分をさわって楽しめるように工夫された絵本のこと。

## **司書教諭**

学校図書館法で規定され、学校図書館の専門的職務を行う教職員のこと。学校内の教育目標の達成や教育課程に寄与するために、学校図書館の指導計画の立案や資料の選択や収集を行う。

## **ジュニア司書クラブ**

市内の小学校4年生から中学生までの子どもが、市立図書館に登録し、本を通じた仲間づくりや図書館業務の体験、楽しい企画を考えることで、子どもの意見を反映した、よりよい図書館づくりを行う事業のこと。

## **スマートデバイス**

多種多様な処理を行わせることができる端末のこと。スマートフォンやタブレット端末が相当する。

## **全国学力・学習状況調査**

文部科学省が、全国的な小学生・中学生の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るために、小学校6年生と中学校3年生を対象に実施している調査のこと。

## **泉南市子ども読書活動推進連絡会**

泉南市子ども読書活動推進計画を推進するために、計画の進捗状況の把握や点検等の業務を行うための組織のこと。市立図書館や校舎長会をはじめ、市役所内の各機関の代表で構成される。

## **泉南市立図書館きらめきサポーター**

市立図書館に設置されている「お悩み解決！Teen'sコーナー」において、コーナーを利用する子どもを見守り、子どもの思いや気持ちに耳を傾け、寄り添いながら相談活動等を行うボランティアのこと。

## **ソーシャルメディア**

インターネットを利用して、誰もが簡単に参加でき、情報の共有・発信ができる双方向のコミュニケーション媒体のこと。SNS（Social Networking Service）が代表的なものである。

## **多言語資料**

さまざまな言語で書かれた資料のこと。

## **団体貸出**

子どもの身近にさまざまな分野の本を読むことができる環境づくりを行うため、学校等の団体に対し、長期間貸出を行うサービスのこと。

## **地域子育て支援センター**

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩み相談できる場を提供するなどの地域子育て支援事業を行っている施設のこと。本市では、4か所の拠点がある。

## **電子書籍**

利用者のパソコンやスマートフォン等の端末から、インターネットを通じて、読むことができる書籍のこと。設定により、文字の大きさの変更や音声による読み上げが可能なものがある。



## 図書館居場所相談コーナー整備事業

市立図書館のロビー部分に、小学校高学年から高校生までの子どもを対象に、安心してくつろぐことができる居場所や気軽に相談できる窓口として相談コーナーを設置している事業のこと。

## バリアフリー資料

視覚障害のある人や読書をするのが困難な人が、読書を楽しめるように作られた資料のこと。子ども向けの資料には、さわる絵本、点訳絵本、LLブック、録音資料等がある。

## ピーディーシーエー P D C Aサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字を取ったもので、業務を行うにあたって継続的に改善を行う手法のこと。

## ブックスタート事業

4か月児健康診査の対象の子どもと保護者に、読み聞かせを行い、絵本を介して触れ合う楽しさや大切さを伝えるとともに、絵本の配布や地域の子育て関係施設の情報提供を行う事業のこと。

## ブックリスト

おすすめの本を紹介するために作成された、題名や出版社等を記した一覧のこと。子どもや保護者に向けた簡単な内容紹介を付けることが多い。

## 4か月児健康診査

保健センターにおいて、乳幼児期の子どもの病気の予防と早期発見、健康の保持と増進を目的として実施される健康診査のこと。本市では、月1回実施されている。

## リサイクル資料

市立図書館で不要になった図書や、寄贈された図書のうち市立図書館の蔵書としなかった図書等を再利用してもらうために、学校等の団体に譲渡された資料のこと。

## レファレンスサービス

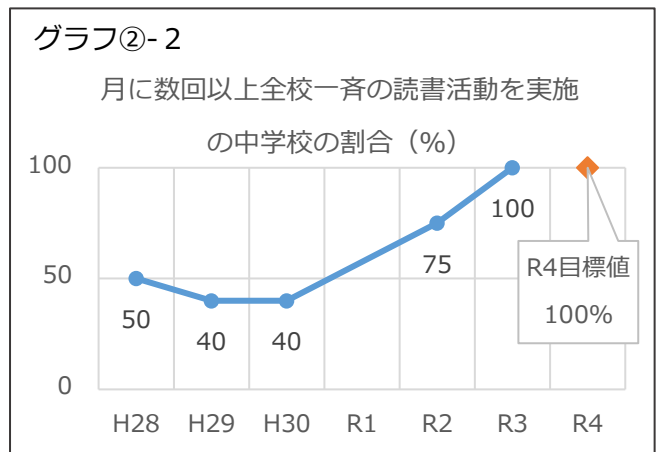
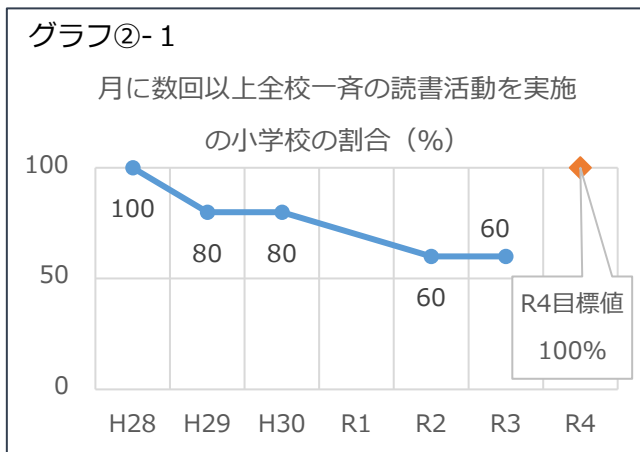
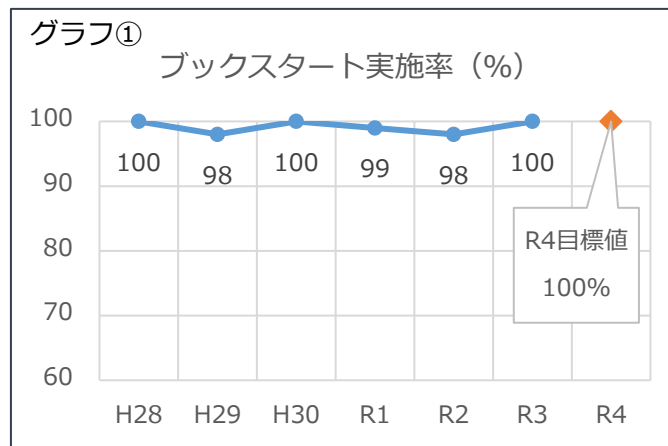
図書館の利用者が求める、必要な図書や情報等を回答・提供するサービスのこと。

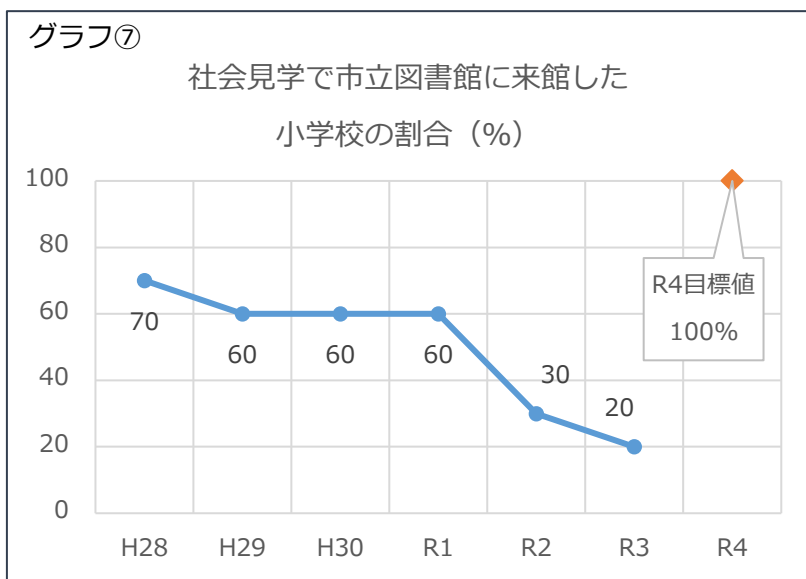
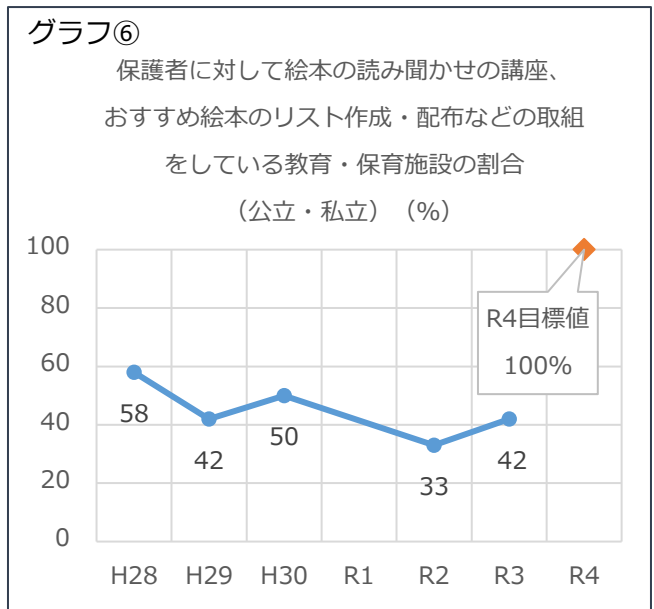
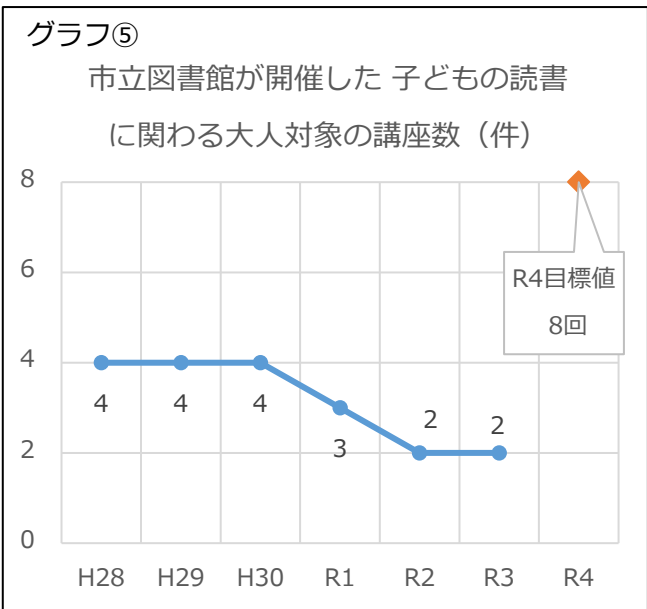
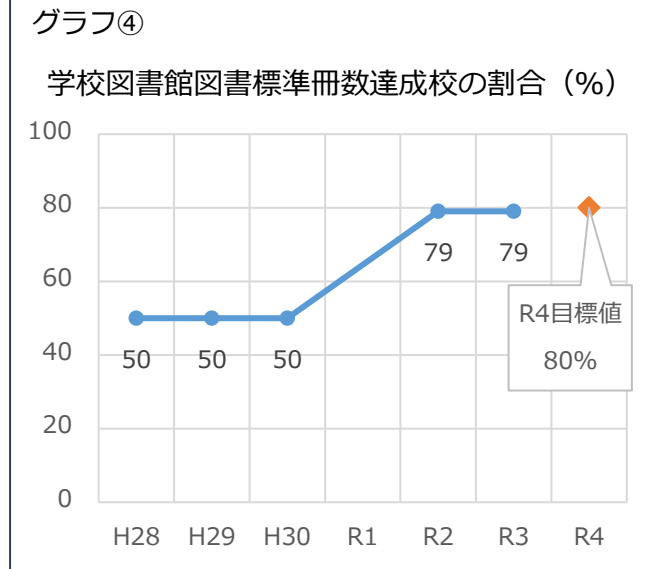
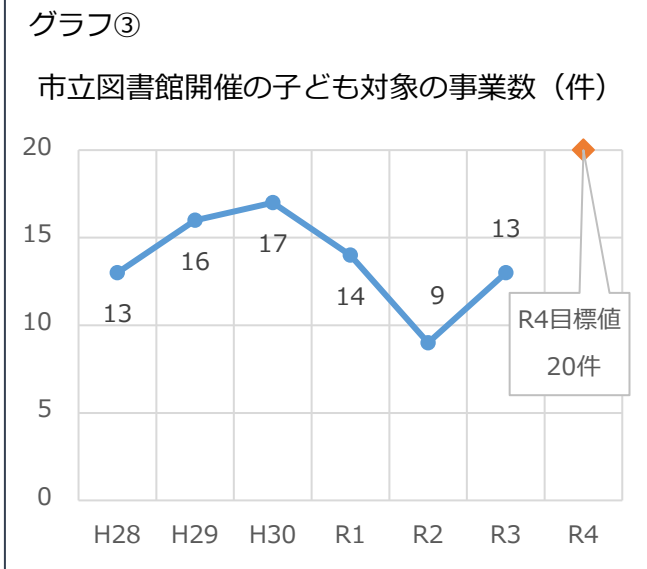
○資料編

第2次泉南市子ども読書活動推進計画における活動指標の推移

【活動指標】

基本方針 No.	活動指標	現状 平成 28 年度	目標値 令和 4 年度
1	①ブックスタート実施率	100%	100%
	②月に数回以上全校一斉の読書活動を実施している小学校・中学校の割合	小学校 100% 中学校 50%	小学校 100% 中学校 100%
	③市立図書館が開催した 子ども対象の事業数	13	20
2	④学校図書館図書標準冊数達成校の割合	50%	80%
3	⑤市立図書館が開催した 子どもの読書に関わる 大人対象の講座数	4	8
4	⑥保護者に対して絵本の読み聞かせの講座、おすすめ絵本のリスト作成・配布等の取組をしている教育・保育施設の割合（公立・私立）	58%	100%
5	⑦社会見学で市立図書館に来館した小学校の割合	70%	100%





## 第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」 推進のための主な方策

**ポイント：** ①発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成  
②友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高める

### 家庭

- ◆家庭での**読書の習慣付け**の重要性の理解促進
- ◆家庭での読書活動への支援（次のような活動の推進）
  - ・読み聞かせ体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡す**ブックスタート**
  - ・子供を中心に家族で同じ本を読み、絆（きずな）の一層の深まりを目指す**家読（うちどく）**等

### 学校等

- 【幼稚園・保育所等】**
- ◆幼稚園教育要領・保育所保育指針等に基づき、絵本や物語に親しむ活動の充実と環境の整備
- 【小学校、中学校、高等学校等】**
- ◆**学習指導要領を踏まえた読書活動の推進**
    - ・児童生徒の主体的、意欲的な読書活動の充実（学校図書館の計画的な利活用）
    - ・障害のある子供の読書活動の促進
  - ◆**読書習慣の形成、読書の機会の確保**
    - **全校一斉の読書活動**、卒業までの読書目標の設定、**子供による図書紹介**等
  - ◆**学校図書館の整備・充実**
    - ・**学校図書館図書整備等5か年計画**の推進
    - ・**学校図書館図書標準**の達成
    - ・情報化の推進
    - ・**司書教諭・学校司書**等の人的配置促進

### 地域

- ◆図書館未設置市町村における設置  
設置率（H27）：市98.4%、**町61.5%**、**村26.2%**
- ◆**図書館資料、施設等の整備・充実**
  - 移動図書館の活用、情報化の推進、児童室等の整備、障害のある子供のための諸条件の整備・充実等
- ◆図書館における**子供や保護者を対象とした取組の企画・実施**
  - ・読み聞かせ会等の企画・実施
  - ・インターネット等を活用した情報提供
- ◆**司書・司書補**の適切な配置・研修の充実
- ◆学校図書館やボランティア等との**連携・協力**
  - ・**学校図書館**や**地域の関係機関**との連携
  - ・ボランティア活動の促進
  - ・**地域学校協働活動**における読書活動の推進

### 子供の読書への関心を高める取組

- ◆友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組
  - **読書会**、**図書委員**、「**子ども司書**」、**ブックトーク**、**書評合戦（ビブリオバトル）**等

### 民間団体の活動への支援

- ◆民間団体やボランティアの取組の周知
- ◆活動への助成（子どもゆめ基金）

### 普及啓発活動

- ◆「**子ども読書の日**」(4月23日)
- ◆「**文字・活字文化の日**」(10月27日)
- ◆**優れた取組の奨励**(**地方自治体・学校・図書館・民間団体・個人を表彰**等)

## 第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の概要

### 趣旨

2001年(平成13年)に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、おおむね5年(2018~2022年度)にわたる子供の読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする。

### 第三次基本計画期間における子供の読書活動に関する状況等

#### 主な現状

<児童用図書の出貸冊数の増加>



<全校一斉読書活動を行う学校の割合の増加>

	H24	H28
小	96.4%	97.1%
中	88.2%	88.5%
高	40.8%	42.7%

#### 主な課題

- 小中学生の不読率※は、中長期的には改善傾向にあるが、高校生の不読率は依然として高い
- いずれの世代においても第三次計画で目標とした進捗での改善は図られていない

※不読率：1か月に一冊も本を読まない子供の割合

<不読率の推移と目標値>



#### 取り巻く情勢の変化

学校図書館法の改正(平成26年成立) 専ら学校図書館の職務に従事する職員としての学校司書の法制化。学校司書への研修等の実施について規定。  
 学習指導要領の改訂(平成29,30年公示) 総則において学校図書館の活用や読書活動の充実を規定。

#### 情報化社会の進展

スマートフォンの普及やコミュニケーションツールの多様化。

### 分析

- ① 中学生までの読書習慣の形成が不十分
- ② 高校生になり読書の関心度合いの低下
- ③ スマートフォンの普及等による子供の読書環境への影響の可能性

各世代の施策に反映

### 計画改正の主なポイント

- ① **読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組を推進**  
 乳幼児期：絵本や物語を読んでもらい、興味を示すようになる等  
 小学生期：多くの本を読んだり読書の幅を広げたりする読書等  
 中学生期：内容に共感したり将来を考えたりする読書等  
 高校生期：知的興味に応じた幅広い読書等
- ② **友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実**  
 読書会、図書委員、「子ども司書」、ブックトーク、書評合戦(ビブリオバトル)等の活動
- ③ **情報環境の変化が子供の読書環境に与える影響に関する実態把握・分析**  
 スマートフォンの利用と読書の関係等

### 推進体制

子供の読書環境を充実させるため、国・都道府県・市町村は、学校・図書館・民間団体・民間企業等、様々な機関と連携し、各種取組を充実・促進

#### 市町村推進計画策定率

- ◆第三次基本計画で定めた目標  
市：100% 町村：70%
- ◆平成28年度実績  
市：88.6% 町村：63.6%

※H24年目標  
※第四次計画でも引き続き達成を目指す

市町村：計画未策定→策定、策定済→見直し、地域での幅広い関係者との連携等

都道府県：高校生の不読率改善に関する取組実施(高校を所管する立場から)、市町村への蔵書貸出、計画未策定市町村への助言等

国：情報環境と読書の関連調査・分析、地方公共団体への財政措置、国民の関心と理解の増進(子ども読書の日、優良事例の表彰等)等

# 大阪府の関連計画：第4次大阪府子ども読書活動推進計画の概要①

## 第1章 第4次大阪府子ども読書活動推進計画の策定にあたって

- ◆子どもの読書活動は、「豊かな心」や創造力や表現力等様々な力を育み、社会に出るための基盤を形成するとともに、人生をより深く生きる力を身に付ける上で重要なものであり、子ども一人一人に合った読書活動を行うことができる環境整備の実現に向けて取組む。
- ◆国の読書計画や学習指導要領の改訂などの国の動き、府のこれまでの読書活動の取組、子どもの読書活動を取巻く社会情勢の変化を踏まえる。

## 第2章 第3次計画の取組結果と課題

### 第1 第3次計画における取組と成果

- ◆「本と出合うきっかけ作り」「本を読む習慣化」「読む力、考える力の育成」「読書環境を支える体制づくり」の4つの項目を柱に取組を実施。
- ◆成果指標（「読書が好き」な子どもの割合を全国平均以上とする）は達成できなかったが、第3次計画に基づく取組を実施した結果、全国平均との差を縮めることができた。



### 第2 子どもの読書活動の現状と課題

- ◆「読書をしない」主な理由は以下のとおり（R1 読書調査結果）
  - ・「時間がない」 → 読書時間を確保できない、読書のために時間を割かない
  - ・「読みたい本がない」 → 興味を持てるような本がない
  - ・「読むのがめんどう」 → 本を読むことが面倒、文字を読むことが苦手
- ◆上記理由の分析結果
  - ・部活や塾などで、読書をする時間がない。
  - ・どの年代も、インターネット利用時間が増加している。
  - ・読書に興味や必要性を感じていない、インターネットでの SNS やゲーム、動画視聴など、興味・関心が他のところに向いていて読書のために時間を割かない中高生が多い。
  - ・本を読むことが面倒、文字を読むことが苦手な子どもが出てくる。
- ◆現状と課題を踏まえた施策の方向性
  - ・読書のために時間を割かない、興味を持てるような本がない、本を読むことが面倒など、発達段階によって異なる理由で読書活動ができていない子どもがいることを踏まえた方策を講じる。
  - ・第3次計画で行った発達段階や生活の場に応じた環境整備を基礎とし、第4次計画では、発達段階ごとの特徴を更に考慮しつつ、子ども一人一人に合った読書活動を進めるための取組を一層拡大する。

## 第3章 第4次計画の基本方針と重点的な施策

基本方針

発達段階や生活の場に応じて、全ての子どもが読書への興味・関心を高め、必要な知識を得るとともに、自ら楽しみながら読書活動を行うことができる環境整備をするために、大阪全体で取組む。

視点

1. 発達段階の特徴に沿った読書活動推進
2. 読書活動ができていない（読書のために時間を割かない・興味を持てるような本がない・本を読むことが面倒）子どもへの読書環境整備

読書の位置づけ

読書の概念を広く捉え、子どもが発達段階や生活の場の状況に応じて、自分自身に合った読書活動ができるよう「読書」を位置づける。

- ・本を読んだり、読んでもらったり、絵文集を見たり、図表を読み取り活用することも読書である。
- ・紙媒体だけでなく、電子媒体で本を読むことも読書である。
- ・本を一冊全て読むことだけでなく、自分の興味や関心のある箇所を読んで知識を得たり心に留めることも読書である。

期間

令和3年度から令和7年度までのおおむね5年間

成果指標

読書のために時間を割かない、興味を持てるような本がない、本を読むことが面倒など、発達段階によって異なる理由で読書活動ができていない子どもを減らすという観点から、不読率の改善を成果指標に掲げる。

少しでも本を読む子どもを増やすことをめざし、計画期間最終年度までに「本を全く読まない子ども」の割合（不読率）を全国平均（令和元年度：小学6年生 18.7%、中学3年生 34.8%※）以下とする。

	小6	中3
全国	18.7%	34.8%
大阪	24.4%	44.8%

※全国学力・学習状況調査結果（文部科学省）による数値  
R1 全国学力・学習状況調査結果

取組の柱

	ことばを知り	本にひかれ	本に出合い	本に親しみ	本に学ぶ
めざす姿	・文字やことばを知る ・ことばを聞きとる	・本で物語を楽しみたい ・本で何かを知りたい、調べたい	・楽しい本と出会う ・新たな発見ができる本と出会う	・読書を身近に捉える ・自らが好きな時に自由に本を読む	・本の内容を読み取る ・必要な情報を活用する
府の取組	子どもが文字・ことばを知るための取組	子どもが本に対して心惹かれるための取組	読書は良いと思える本と出会うための取組	子どもが自ら本を読むようになる取組	読む力、読み取る力、考える力を育成するための取組

府の重点的な施策

発達段階ごとの特徴(次頁)を踏まえ、生活の場(家庭、学校、地域等)において、読書環境の整備のための具体的な方策に取組む。

1. 読書活動普及・啓発（えほんのひろば・ピリオパトル大会等子ども向けイベントの実施、SNS やミニコミ誌を活用した啓発の実施等）
2. 乳幼児の時期の保護者や教育保育施設への読書活動支援（貸出し用図書セットの充実、ボランティア養成講座の実施等）
3. インターネットを活用した取組（府公式 Twitter でのおすすめ本紹介、読書イベントの動画配信等）
4. 支援が必要な子どもへの読書環境づくり（府立中央図書館における点字図書等の充実、子どもの状況に応じたおはなし会等の実施等）
5. 子どもに本を届けるネットワークの整備（特別貸出用図書セットの貸出、おすすめ本紹介冊子の作成等）
6. 子どもの読書活動を進めるための組織の設置（庁内子ども読書活動推進会議（WG）、大阪府社会教育委員会議）
7. 電子書籍の活用検討

## 大阪府の関連計画：第4次大阪府子ども読書活動推進計画の概要②

### 【発達段階ごとの特徴と取組の柱】

読書に関する発達段階ごとの特徴として、以下の表のような傾向があることを踏まえつつ、乳幼児の時期、小学生の時期、中学生の時期、高校生の時期の子ども一人一人の発達段階や生活の場に応じて、全ての子どもが読書への興味・関心を高め、必要な知識を得るとともに、自ら楽しみながら読書活動を行うことができる環境整備をするために、大阪全体で取組むことが重要となります。

なお、支援が必要な子どもについても、一人一人の状況に応じて、読書環境の整備のための具体的な方策に取組みます。

5つの柱	ことばを知り	本にひかれ	本に出合い	本に親しみ	本に学ぶ
めざす姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文字やことばを知る</li> <li>・ことばを聞きとる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本で物語を楽しみたい</li> <li>・本で何かを知りたい、調べたい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・楽しい本と出会う</li> <li>・新たな発見ができる本と出会う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読書を身近に捉える</li> <li>・自ら好きな時に自由に本を読む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本の内容を読み取る</li> <li>・必要な情報を活用する</li> </ul>
乳幼児の時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生後4か月頃からまわりの大人の読み聞かせを通して、少しずつ様々なことばを知ることができます。そして、もの・場面・絵を結びつけていきます。</li> <li>・4歳頃から文字に興味を示すようになります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもと触れ合いながら絵本で読み聞かせをすることにより、絵本に興味を示すようになります。</li> <li>・4歳頃から、文字に興味を示すこと等により、自分で本を読もうとするようになります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まわりの大人が、子どもの反応を見ながら、読書環境を提供することにより、子どもが楽しいと思う本と出会うことができます。</li> <li>・子どもの身近なものや食べる・寝るといった動作などの本に興味を示すようになります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが手の届く場所に本がある読書環境の中で、子どもは、自分が読みたい本について、まわりの大人に読み聞かせをせがんだり、自分で繰り返し読もうとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絵本の絵で想像力を育てたり、読み聞かせで聞いたことばを真似したり、ごっこ遊びをすることで、自分の感動を自分のことばで表現することの楽しみを感じるようになります。</li> </ul>
小学生の時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、語彙の量が増え一人で本を読むことができるようになります。</li> <li>・中学年になると、更に語彙の量が増え、推測しながら文意をつかむことができます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・友達や家族、学校の先生など身近な人からの影響が大きく、身近な人に勧められた本に興味を持ちます。</li> <li>・アニメや漫画の原作や関連の本にも興味を示すようになります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活の身近な場所である家や、学校・地域の図書館で本を選ぶ傾向にあります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら沢山の本を読むようになっていきますが、中学年になると、個々の状況により読書活動に差がでてくる場合があります。</li> <li>・子ども一人一人の読む力に応じて読書量や読書の種類に変化が生じます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文字で表された場面や情景をイメージできるようになります。</li> <li>・課題解決のための読書活動を通して読解力や発表力が育まれていきます。</li> </ul>
中学生の時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになります。</li> <li>・自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大人との関係よりも、友人関係に自ら強い意味を見出す時期であるため、友達から紹介された本や、ドラマや映画の原作や関連の本に興味を示すようになります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動範囲が広くなり、本屋で、本を選ぶ傾向がある一方で、図書館で本を選ぶことが少なくなる傾向があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生の時期では、部活動や塾など、高校生の時期になると、部活動や塾に加えてアルバイトなどにより、読書をする時間がないという傾向が顕著に現れ始め、読書から離れる子どもが多くなります。</li> <li>・読書活動を継続している子どもは、学校の休み時間を使って本を読んだり、自分が読みたいときに、スキマ時間を使って本を読んだりします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生の時期・高校生の時期の多様な読書活動を通して、理性と感性が磨かれるとともに、社会生活で必要となる相手の言葉を理解し、自分の気持ちを的確に伝える語彙力を育むことができます。</li> <li>・多角的な視野で世界を認識する力が育まれていきます。</li> <li>・知覚した情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を的確に捉えたりしながら読み解くことができるようになります。</li> </ul>
高校生の時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生の時期より、インターネットやメディア等の影響を受けやすくなり、SNSや、インターネットで気になった本に興味を示すようになります。</li> <li>・自分が好きな作家の本に興味を示すようになります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生の時期より更に行動範囲が広がり、中学生の時期と同様に本屋で本を選ぶ傾向にあります。</li> <li>・インターネットを利用して、本を探したり、選んだりすることもあります。</li> </ul>		

# 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成十三年十二月十二日法律第百五十四号

## (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

## (基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

## (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

## (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

## (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

## (子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。



(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

# 泉南市子ども読書活動推進計画検討委員会規則

平成 24 年 12 月 25 日教育委員会規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、泉南市附属機関に関する条例（昭和 46 年泉南市条例第 11 号）第 3 条の規定に基づき、泉南市子ども読書活動推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、泉南市教育委員会（以下「教育委員会」）という。）の求めに応じて、泉南市附属機関に関する条例別表第 2 に掲げる当該担当事務について、協議及び検討を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 読書に関するボランティア代表
- (4) 公募による市民
- (5) 行政関係者

(任期)

第 4 条 委員は、当該事項の協議及び検討が終了したときは、解任されたものとみなす。

2 任期中において、委員が欠けたときは、これを補充することができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化振興課において行う。

(補則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 泉南市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱

### (設置目的)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第2条の基本理念にのっとり、本市における子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）の策定を円滑にするため、泉南市子ども読書活動推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 委員会は、子ども読書活動に関する調査及び研究を行い、計画（案）を策定し、教育委員会へ提示する。

### (組織等)

第3条 委員会は、別表1に掲げる者の内から15名以内の者（以下「委員」という。）をもって組織する。

### (オブザーバー)

第4条 委員会は、別表2に掲げる者の内から2名以内のオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、委員会に出席し、専門的な見地から助言を行う。

### (委員等の委嘱又は任命)

第5条 前2条に規定する委員及びオブザーバーは、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

### (任期)

第6条 委員及びオブザーバーの任期は、委嘱又は任命の日から、委員会がこの要綱に基づく計画（案）を教育委員会へ提示し、受領された時点で終了する。

2 任期中において委員が欠けたときは、これを補充する事ができる。

### (委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により決定する。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

### (会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

### (部会)

第9条 委員長が必要と認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

(1) 部会に属する委員は、委員会の中から委員長が指名できる。

(2) 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

### (意見等の収集)

第10条 委員会は、幅広い意見等の収集のため、必要に応じ、委員及びオブザーバー以外の関係者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴き、場合によっては資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、泉南市立図書館に置く。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

小学校司書教諭代表
中学校司書教諭代表
幼稚園代表
泉南市立図書館協議会代表
読書に関するボランティア団体代表
公募による市民
保育所・認定こども園・子ども総合支援センター代表
総合政策部政策推進課代表
健康子ども部保健推進課代表
健康子ども部家庭支援課代表
教育部指導課代表
教育部文化振興課長（泉南市立図書館長）

別表2（第4条関係）

学識経験者
大阪府立図書館職員

## 泉南市子ども読書活動推進計画検討委員会名簿

泉南市子ども読書活動推進計画検討委員会規則 第3条

泉南市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱 第3条

委員	氏名	所属等
学校教育関係者 小学校司書教諭代表	山田 香織	信達小学校
学校教育関係者 中学校司書教諭代表	織野 絵里	一丘中学校
関係団体代表者 幼稚園代表	上野 みちよ	くすのき幼稚園
関係団体代表者 泉南市立図書館協議会代表	渡邊 春美	高知大学名誉教授 京都大学・高知大学非常勤講師
読書に関するボランティア団体代表 読書に関するボランティア代表	荒井 純子	泉南市絵本とおはなしの会
公募による市民	小林 彰子	
行政関係者 保育所・認定こども園・子ども総合支援センター代表	室谷 雅子	なるにつこ認定こども園
行政関係者 総合政策部政策推進課代表	水内 正敏	政策推進課
行政関係者 健康子ども部保健推進課代表	梅本 知香	保健推進課
行政関係者 健康子ども部家庭支援課代表	和田 東子	地域子育て支援センター ひだまり
行政関係者 教育部指導課代表	若林 ルミ子	指導課
行政関係者 教育部文化振興課長(泉南市立図書館長)	石橋 広和	文化振興課

### **第3次泉南市子ども読書活動推進計画**

**発行年月** 令和5（2023）年3月

**発行** 泉南市教育委員会

**編集** 泉南市教育委員会教育部文化振興課

**（泉南市立図書館）**

**〒590-0525 大阪府泉南市馬場一丁目2番1号**

**TEL (072) 482-7766**